

令和6年



秋の全国交通安全運動 宮崎県推進要綱

1 目 的

本運動は、県民ひとりひとりに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

2 期 間

令和6年9月21日（土）～30日（月） 10日間

※9月30日（月）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

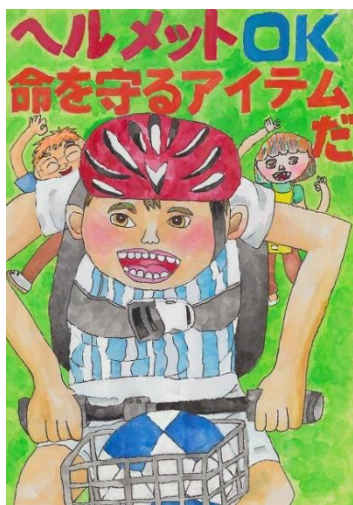
3 運動の重点

- 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 脇見・ぼんやり運転等の追放（★県独自項目）

4 運動の推進方法

実施機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの立場に応じ、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、SNS等を活用した広報啓発により、幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

令和5年度宮崎県交通安全ポスターコンクール入賞作品



（小学校上学年の部 金賞 山根 勇輝さんの作品）



（高校・一般の部 金賞 三好 瑠奈さんの作品）

宮崎県交通安全対策推進本部

令和 6 年秋の全国交通安全運動の具体的推進事項

反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による

歩行者の交通事故防止

歩行者の交通事故防止対策

歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者は…

- 早朝・夜間・夕暮れ時の外出は、明るい目立つ色の服装や反射材を着用し、LED ライトを活用しましょう。
- 道路を横断するときは、十分に左右の安全を確かめて横断歩道を渡りましょう。
- 横断歩道を渡るときは、運転者に対して手を上げるなどの意思表示をしましょう。
- 道路の斜め横断や、車の直前・直後を横断するのは危険なので絶対にやめましょう。

家庭・地域・学校・職場では…

- 家庭や学校において、保護者や教育関係者は、安全に道路を通行するための教育を徹底しましょう。
- スクールゾーンや通学路等の安全点検を行い、交通安全指導を実施するなど、地域ぐるみでこどもの交通事故防止に取り組みましょう。
- 加齢に伴う身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進しましょう。

夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と

飲酒運転等の根絶

夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組

運転者は…

- 夕暮れ時は、車も自転車も早めにライトを点灯させましょう。
- 歩行者等を早く発見できるように、車のライトはハイビームが基本です。対向車や前を走る車がいる場合などには、ロービームに切り替えましょう。

家庭・地域・学校・職場では…

- 職場では、チラシ、立看板、社内放送等を活用して普及啓発を徹底しましょう。

運転者の歩行者優先意識の徹底とながらスマホの防止対策

- 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。
- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で必ず一時停止しましょう。
- 運転中のスマートフォン等の使用や注視は危険です。絶対にやめましょう。

飲酒運転の根絶

運転者は…

- 飲酒運転は重大な犯罪です。「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しましょう。
- 二日酔い運転に注意。翌朝、運転する場合は、お酒の量を控えましょう。



自転車や特定小型原
動機付自転車の飲酒
運転も犯罪です。

- 飲酒運転の車に同乗することや、飲酒者に車両を貸すことも重大な犯罪です。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- 地域ぐるみで飲酒運転を絶対にさせない環境づくりを推進しましょう。
- 安全運転管理者による運転者のアルコールチェックは義務です。
事業者は、アルコール検知器の適正な使用と厳正な点呼の実施を徹底しましょう。
- 飲食店における運転者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図りましょう。
- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発を推進しましょう。

妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の防止対策

- 妨害運転（あおり運転）は犯罪です。「思いやり・ゆずり合い」の運転をしましょう。
- 妨害運転を受けたときのため、ドライブレコーダーをつけましょう。

高齢運転者の交通事故防止対策

- 自身で決めた運転ルールを守る「制限運転」を積極的に実践しましょう。
- 運転に不安を感じたら「安全運転相談ダイヤル#8080」や「高齢者運転免許証返納メリット制度」等を活用し、運転免許証の返納を考えましょう。
- 70歳以上の方は、積極的に高齢者マークを付けましょう。

高齢者交通安全五則

ま … 待つ
み … 見る
む … 無理せず止まる
め … 目立つ
も … （身体の変化を）
もっと知る

家庭・地域・学校・職場では・・・

- 運転免許がなくても安心して暮らせる移動手段の確保等の支援を推進しましょう。
- 安全運転サポート車とサポートカー限定免許制度の広報啓発に努めましょう。
- 加齢に伴う身体機能の変化についての安全教育・広報啓発を推進しましょう。
- 高齢者マークを表示している車の保護義務の周知を推進しましょう。

後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

運転者・同乗者は・・・

- 後部座席を含む全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用が運転者の義務であることを周知徹底しましょう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- シートベルトの非着用や、チャイルドシートの未使用時の危険性を認識し、広報啓発を徹底しましょう。



二輪車の交通事故防止対策

- 二輪車の特性の周知や、ヘルメットやプロテクターの正しい着用について広報啓発を推進しましょう。
- 若年層・中高年に対する二輪車安全教育・広報啓発を推進しましょう。

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と 交通ルール遵守の徹底

自転車・特定小型原動機付自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車のながらスマホ及び酒気帯び運転の禁止の厳格化の周知

利用者は・・・

- 自転車に乗るときは、大人も子どももヘルメットを着用しましょう。
- 自転車・特定小型原動機付自転車は車の仲間です。原則として車道の左側を通行しましょう。
- 歩道を通行する際は、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認を徹底しましょう。
- 夜間のライト点灯を徹底しましょう。
- 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止を徹底しましょう。
- 傘差し、スマートフォン等の使用はやめましょう。イヤホン等の使用も危険です。
- 万が一の事故に備えて自転車保険に必ず加入しましょう。
- 特定小型原動機付自転車の利用者は、ヘルメットを着用しましょう。
- 特定小型原動機付自転車は、16歳未満の運転は禁止です。



自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

家庭・地域・学校・職場では・・・

- 全ての年代を対象に自転車のヘルメット着用を推進しましょう。
- 自転車の点検整備を徹底しましょう。
- 家庭において、自転車利用のルールやマナーについて必要な教育を徹底しましょう。
- 特定小型原動機付自転車の安全利用についての広報啓発を推進しましょう。

※道路交通法の改正により、全ての自転車・特定小型原動機付自転車利用者のヘルメット着用が「努力義務」となりました！

脇見・ぼんやり運転等の追放

利用者は・・・

- 緊張感を持って、危険を予測する「かもしれない運転」を励行し、交通事故を防ぎましょう。
- 運転中のスマートフォン等の操作は危険です。絶対にやめましょう。

歩行者は・・・

- 「歩きスマホ」は危険です。絶対にやめましょう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- 交通ルール遵守とマナー向上のため安全指導や教育活動を推進しましょう。
- 新聞、テレビ、SNS等の各種広報を活用して、脇見・ぼんやり運転等追放の広報啓発を徹底しましょう。
- 過労・居眠り・暴走運転をなくしましょう。



宮崎県交通事故相談所のご案内

相談所のご案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。(電話相談可)

- ◆場所 県庁1号館4階
宮崎市橘通東2丁目 10番1号
☎ 0985-26-7039
- ◆相談日時
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

安全運転相談のご案内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、認知症や一定の病気のある方や運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。(秘密は厳守します)

- ◆相談窓口 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前10時～午後5時 ※事前にお電話を！
- 宮崎運転免許センター ☎0985-24-9999(音声案内2番)
- 都城運転免許センター ☎0986-25-9999(直通)
- 延岡運転免許センター ☎0982-33-9999(直通)
- 安全運転相談ダイヤル #8080
⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分